

令和7年度福島市食品衛生監視指導計画(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和7年1月22日(水)から令和7年2月25日(火)まで、令和7年度福島市食品衛生監視指導計画の策定に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

- 1 意見提出者及び件数 1名(2件)
- 2 意見の内訳
 - (1) IV 重点的な監視指導 1件
 - (2) VI 食中毒等健康危害発生時及び違反発見時の対応 1件
- 3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、福島市食品衛生監視指導計画(素案)へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本計画の策定のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	編・章	該当する項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	P 6 2 不良食品防止対策	表3 放射線収去検体 目標数	放射性物質の基準値を超過した食品の流通防止対策にあたり、放射性物質の収去検体に、具体的に山菜や野生きのこと明記すべきではないか。	山菜や野生きのこにつきましては、主な対象食品の農産物に含まれており、必要に応じて収去検査を行う体制を構築していることから、素案の修正は行いません。なお、頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	P 1 1 2 違反発見時の対応	(3) 公表	素案P 1 2 (5行～8行) 「食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食品衛生法第69条又は食品表示法第7条及び第10条の2第2項に基づき、法又は法に基づく処分に違反した事業者名、施設名等を「福島市食の安全に係る公表に関する取扱要領」により随時公表します。(違反が軽微であって、かつ当該違反について直ちに改善が図られた場合を除く)」 との記載があるが、「違反が軽微であって、かつ当該違反について直ちに改善が図られた場合を除く」の文言によって公表が差し控えられる事案があるのならば、削除すべきではないか。	公表については、市民に必要な情報を広く円滑に提供することにより、市民の健康の保護を図ることを目的としております。 例えば、食品衛生法59条(食品の廃棄、回収等)により処分を行った場合には、市民への直接的な健康被害の影響等が大きいと考えられることから、速やかに公表を行います。しかし、内容によっては市民に周知する必要性が低いと判断される場合もあることから、すべての違反事例に対し公表を行うものではありません。 よって、当該文言は削除せず、素案の修正は行いません。なお、頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。